

(様式1)

委 託 設 計 書

受 付 番 号		担 当 所 属	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター 管理部総務課施設担当	担当者 T E L	鈴木 昇 (261-5656) (内線2520)
件 名		横浜市立大学附属市民総合医療センター 感染性産業廃棄物等処理業務委託(収集運搬・処分)			
履行場所		横浜市立大学附属市民総合医療センター 横浜市南区浦舟町4丁目57番地			
履行期間 (期限)		令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
かし担保		無し			
その他 特約事項		無し			
現場説明		要 ☒ 不要 金額入り ・ 金額抜き			
委託概要		横浜市立大学附属市民総合医療センターから感染性産業廃棄物等を収集運搬し、 処分する業務を行う。			
備 考					

(様式2)

部分払い

する

(1 2 回以内) しない

部分払いの基準

業 務 内 容	履行予定月	概算数量	単位	単価	金 額
感染性産業廃棄物等					
感染性産業廃棄物収集運搬	4月～3月	85	回		
感染性産業廃棄物処分	4月～3月	82,000	kg		
感染性一般廃棄物処分	4月～3月	20	kg		
計					
消費税及び地方消費税		1	式		
合 計					

委託代金

	億	千	百	拾	万	千	百	十	一
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

(様式3)

[illegible]

感染性産業廃棄物等処理業務委託仕様書(収集運搬・処分)

1 目的

本仕様書は、横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、「委託者」という。）がその事業活動に伴って生じた感染性産業廃棄物等（以下、「感染性産業廃棄物」という。）の収集運搬・処分業務を、受託者に委託し、適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 書類の作成

委託者、受託者は契約書の作成に当たり、別紙１に必要事項を記入し当仕様書と共に委託契約書に綴り込むものとする。

3 業務の内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）及び関係法令を遵守し、委託者の指定した場所で感染性産業廃棄物等を収集し、別紙１の３に記載する処分場所に運搬し、処分すること。

4 感染性産業廃棄物の種類と数量

感染性産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

名 称	特別管理廃棄物	産業廃棄物の種類	数 量 (kg)
感染性産業廃棄物	☒ 該当 ☐ 非該当	感染性産業廃棄物	82,000
感染性一般廃棄物	☒ 該当 ☐ 非該当	感染性一般廃棄物	20

5 収集運搬の頻度等

感染性産業廃棄物等の収集運搬頻度は次のとおりとする。

- 1 回／週＋指定日(委託担当者が要請する都度)

6 処分の方法(ア又はイにチェックする。)

- ☐ ア 次の通り指定する。
☐ イ 別紙１の３に記載する方法による。

7 積替又は保管

積替え又は保管については次の通りとする。

委託者は、受託者が積替え又は保管を行うことを（ ☐ 認める ・ ☐ 認めない ）

8 最終処分

別紙１の３に記載するとおりとする。

9 義務と責任

委託者と受託者の義務は次の通りとする。

(1) 委託者

ア 委託者は、委託契約する感染性産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜又は受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	感染性一般廃棄物
産業廃棄物の発生工程	医療行為	医療行為
産業廃棄物の性状及び荷姿	医療系廃棄物用プラ容器入り	医療系廃棄物用プラ容器入り
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙
日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙
その他取扱いの注意事項	☒ 無	☒ 無
	☐ 有 ()	☐ 有 ()
	☐ 別紙	☐ 別紙

イ 委託者は、「4 感染性産業廃棄物の種類と数量」、並びに「本条(1)ア」の情報に変更が生じる場合は、受託者に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明記するものとする。

ウ 委託者は、法第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用するものとする。

(2) 受託者

ア 受託者は、感染性産業廃棄物等が、その積み込み作業の開始から別紙1の処分場所における処分完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

イ 受託者は、電子マニフェストシステムを使用するものとする。

- ウ 受託者は、電子マニフェストシステムを使用可能であることを証明するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを委託者に提出し、本委託契約書に添付するものとする。

加入者番号：

公開確認番号

- エ 受託者は、委託業務が終了した日から３日以内に、電子マニフェストシステムを使用してその旨を報告するものとする。

- オ 受託者は、当該処分により生じた残渣の最終処分終了をマニフェストの写しで確認した日から３日以内に、電子マニフェストシステムを使用して委託者に最終処分終了した旨を報告するものとする。

- カ 委託者から委託された業務が毎月末終了した後、直ちに月ごとの処理数量報告と部分完了報告書を作成し、委託者に請求書と一緒に提出する。翌年３月末終了後は、委託完了報告書を提出すること。

10 契約の解除

契約の定め又は法令の規定等によりこの契約を解除する場合であっても、この契約に基づき委託者から引き渡しを受けた感染性産業廃棄物等の処理を完了していないときは、受託者の責任で処理を完了すること。

11 委託料

- (1) 委託者が受託者に支払う委託料は、収集運搬・処分・最終処分に要する費用と消費税及び地方消費税を含む。
- (2) 処理業務委託に消費税及び地方消費税を上乗せした結果、計算上生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。

12 その他

- (1) この仕様書に定めるほか、年末年始の業務実施に関する事項及び事故・天災で変更する場合は、担当者に連絡して、双方協議して定める。
- (2) 受託者は、契約締結後は「個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項」に基づき、速やかに研修を実施し、報告書（個人情報取扱特記事項第１２条）（様式１）及び誓約書（様式２）を提出すること。

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、感染性産業廃棄物収集運搬・処分業の許可証等の写しを契約書に綴り込むものとする。

なお、許可証等の記載事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の感染性産業廃棄物収集運搬・処分業の許可証等の写しを委託者に提出すること。

(1) 収集運搬に関する事業範囲等

許可都道府県・政令市 : _____
 事業者の名称 : _____
 事業の範囲 : (積替え保管 有り 無し)
 許可証の有効期限 : _____
 産業廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

許可都道府県・政令市 : _____
 事業者の名称 : _____
 事業の範囲 : (積替え保管 有り 無し)
 許可証の有効期限 : _____
 産業廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

処分に関する事業範囲等

事業者の名称 : _____
 許可都道府県・政令市 : _____
 許可証の有効期限 : _____
 処分の方法 : _____
 処分の場所 : _____
 産業廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

2 積替え又は保管

受託者は、委託者が積替え又は保管を行うことを認めた場合に、委託された産業廃棄物の積替え又は保管に係る事項を以下の通り定め、遵守する。

ア 積替え又は保管の場所に関する事項

- (ア) 積替え又は保管場所の所在地 : _____
 (イ) 保管できる産業廃棄物の種類 : _____

(ウ) 積替えのための保管上限 :

イ 受託者は積替え又は保管場所においてこの契約に係る産業廃棄物を種類の異なる産業廃棄物同士又は他の廃棄物と混同してはならない。ただし、排出工程、性状等が委託する産業廃棄物と同等であるとして委託者が混同を認めた場合は、この限りではない。

3 処分場所の所在地等

受託者は産業廃棄物の処分を次の通り行う。

処分場所（業者等）の名称 : _____

処分場所の所在地 : _____

処分又は再生の方法 : _____

処分又は再生に係る施設の処理能力 : _____

4 最終処分について

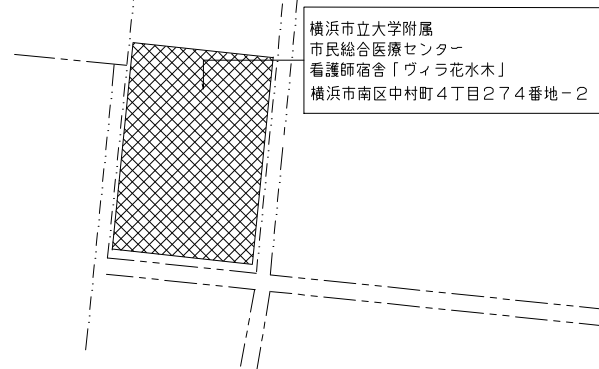
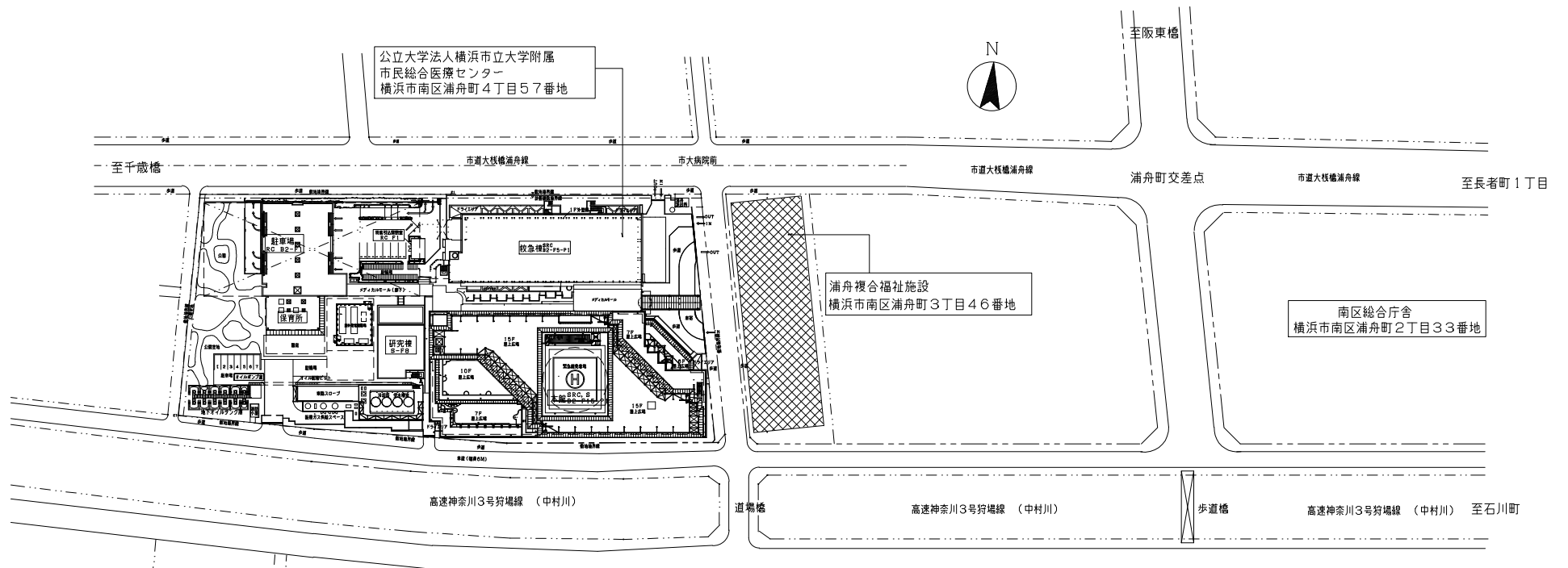
委託者が委託した感染性産業廃棄物の処理で残渣が発生し、当該産業廃棄物の処理残さを最終処分地に持ち込み、処分する場合は次のとおりとする。

最終処分場（事業場）の名称 : _____

最終処分場所の所在地 : _____

最終処分の方法 : _____

最終処分に係る施設の処理能力 : _____



横浜市中村小学校
中村特別支援学校

配置図



案内図

